

登別市公共交通機関新型コロナウイルス予防対策支援事業補助金交付実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の公共交通事業者が新型コロナウイルス予防のために実施する車両運転手と乗客間の飛沫感染防止対策を支援することを目的とし、当該事業者への新型コロナウイルス予防対策支援事業補助金の交付に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共交通事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条で定める一般乗合旅客自動車運送事業を営む事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、国土交通大臣から経営の許可を受けているものをいう。
- (2) 新型コロナウイルス予防対策 公共交通事業者が事業で用いる車両に対し実施する、車両運転手と乗客間に設置する飛沫感染防止シートをいう。
- (3) 対象車両 公共交通事業者が事業で用いる車両のうち、市内に配置し、新型コロナウイルス予防対策を実施予定又は実施済の車両をいう。

(対象者)

第3条 登別市公共交通機関新型コロナウイルス予防対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象者は、市内に本社又は営業所を置く公共交通事業を営む者であって、申請日時点において事業を継続する意思があり、登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しないものとする。

(交付額)

第4条 交付額は、対象車両1台につき5,500円とする。

(申請期間)

第5条 補助金に係る申請期間は、令和2年7月15日から令和2年8月31日までとする。

(交付申請)

第6条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、登別市公共交通機関新型コロナウイルス予防対策支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）（以下「申請書」という。）を市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、速やかに内容を審査して交付の可否を決定し、登別市公共交通機関新型コロナウイルス予防対策支援事業補助金（交付・不交付）決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に対し通知するものとする。

(実施報告)

第8条 前条の規定に基づき、交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助事業終了後30日以内に、登別市公共交通機関新型コロナウイルス予防対策支援事業補助金実施報告書兼補助金振込請求書（別記様式第3号）（以下「実績報告書」という。）に必要な書類を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

(交付の方法)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書が提出された場合は、速やかに内容を審査し、適当と認められたときは、交付決定者に対し、登別市公共交通機関新型コロナウイルス予防対策支援事業補助金確定通知書（別記様式第4号）により通知するとともに、交付決定者が指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、交付決定者が補助金の交付を受けた後に対象者に該当しなくなったとき、又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、既に支給した補助金の返還を求めるものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年7月15日から施行する。